

令和 8 年度みやぎ若年技能者人材育成支援等事業実施計画

宮城県技能振興コーナー

1 事業の実施体制等

実施項目	実施計画の内容
(1) 地域技能振興コーナー	ア 宮城県職業能力開発協会内に「宮城県技能振興コーナー」を設置します。 イ 利用者の相談窓口として、ものづくりマイスターに係る認定、派遣等の活用コーディネート等に対応するほか、連携会議の開催等を通じて地域の関係機関・団体等との連携を進めます。 ウ 事業の進捗状況や実績等について、センターへの必要な報告業務を行います。
(2) 地域技能振興コーナーの事業実施体制	ア コーナー長の配置 コーナー事業の実施責任者として、コーナー長（専任）1 名を配置します。 イ 一般職員及び事務補佐員の配置 コーナー事業を適切に実施するため、コーナー副長（専任）1 名、コーディネーター（非常勤）3 名及び事務補員（非常勤）1 名を配置します。

2 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について

実施項目	実施計画の内容
(1) ものづくりマイスターの開拓	企業並びに業界団体及び商工団体等への訪問等により、ものづくりマイスター候補者に係る情報収集や推薦依頼等（掘り起こし）を行います。 新規ものづくりマイスターの掘り起こしに当たっては、現マイスターの高齢化が進んでいることから若手技能者の中からものづくりマイスターの掘り起こしを進めるとともに、不足する職種に関連する業界団体や企業を重点的に訪問するなどして、ものづくりマイスター制度の円滑な事業推進に務めていきます。

実施項目	実施計画の内容
	また、ものづくりマイスターが所属する業界団体に対して、登録者の今後の活動の意思の確認や登録者情報に変更等があった際の届け出について依頼するなどして、登録者情報の確認・整理等を図っていきます。 なお、過去３年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対しては、引き続きものづくりマイスターとして活動する意志があるか否かを確認し、活動の意志がある場合には、指導技法等講習を受講していただきます。 活動継続する意思がない又は活動継続が困難である等のものづくりマイスターについては、登録解除の手続を行うとともに、ものづくりマイスターデータベースの記録の削除も行っていきます。
(２) ものづくりマイスターへの説明	認定を受けたものづくりマイスターに対し、実技指導等に当たる前の指導技法等講習受講の可否説明及び活動する際の条件等の説明を行います。
(３) 申請書類等の取りまとめ	ものづくりマイスター候補者からの認定申請書を受理し、候補者台帳を作成して、センターに提出します。 新規認定目標 10名以上
(４) ものづくりマイスターに対する研修	ア 指導技法等講習会の開催 新たに認定されたものづくりマイスター等の指導技法等講習要受講者に対して、指導技法、個人情報保護、ハラスメント防止及び活動報告書作成方法等の講習を実施します。 開催回数： 2回(予定) イ 研修内容 センターの指導技法等講習の実施に関する支援を活用し、ものづくりマイスターによる指導技能の充実を図ります。

実施項目	実施計画の内容
	ウ 交通費の負担 指導技法等講習及びその講師養成研修参加者に対して適正な交通費を支給します。（受講手当は支払いません。） エ センター主催「事例発表・意見交換会」への参加 全国のものづくりマイスターによる「実技指導事例の発表と指導技法についての意見交換会」にもものづくりマイスターを派遣します。（中央技能振興センターの計画による。）

3 ものづくりマイスターの活用に係る業務について

実施項目	実施計画の内容
（１）若年技能者の人材育成に係る相談・援助等	地域振興コーナーの相談窓口において、技能検定の実技試験課題や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法、訓練施設・設備等のコーディネート、実技指導等の相談・援助、及びものづくりマイスター派遣のコーディネート等を行います。
（２）ものづくりマイスターの派遣による指導の実施	派遣対象企業等は、次のとおり。 ①② 中小企業・業界団体については、積極的に業界団体等への周知・広報を行い、新規の指導先の開拓を進めます。 指導目標 ３６０人 ③ 工業高校等学校及び専修学校・各種学校等については、工業高校のみならず建設業及び製造業への就職を目指す生徒・学生を有する高校、大学、専門学校・各種学校を訪問するなどして、基礎・基本の習得と技能検定の有意性、特に就職に当たっての有益性について説明を行いながら、本制度の活用を勧めます。 指導目標 ２，３００人

実施項目	実施計画の内容
(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信	ア 地域若者サポートステーション事業（以下より「サポステ」という）の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信の実施 サポステから要請があった場合には、サポステの支援対象者に対して、支援対象者の状況に配慮しながらものづくり魅力の発信を行います。 目標 3人 イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信 小中学校等でのものづくり体験教室等の実施は、小・中・高生及び教師、保護者を含めた幅広い年齢層にものづくりの楽しさと大切さを知ってもらう機会であるので、関係する会議等での周知のほか教育委員会等関係機関を訪問するなどして事業の説明や周知を行い、また、マイスター自身から発信、実演や動画等コンテンツの活用等工夫を行いながら、積極的に開催します。 目標 1,320人 ウ 小中学校等の児童・生徒等を主とした不特定多数の者に対する「ものづくりの魅力」発信) 小中学校等の児童・生徒等を主とした不特定多数の者に対する「ものづくりの魅力」発信については小学生・中学生・高校生及び保護者を含めた幅広い年齢層にものづくりの楽しさと大切さを伝え、次代のものづくりを担う人材の育成につながるよう努めます。なお、市民センターや児童館、民間施設等での開催については個々の条件に対応した工夫をしながら積極的に開催します。 指導目標 880人

4 地域における技能振興事業の実施

実施項目	実施計画の内容
(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等	
ア 技能五輪全国大会の予選の実施	ア 技能五輪全国大会の予選の実施 技能競技参加を通じて若年技能者に技能向上の目標を与えるとともに、訓練の機会を増やして技術の向上を図り、以て広く技能の重要性及び必要性を訴求し、技能尊重機運を醸成します。 (ア) 対象地域 宮城県 (イ) 宮城県職業能力開発協会との共同実施とします。 (ウ) 予選会の競技数・競技職種等 a 本事業で行う予選会の実施職種 2級技能検定試験が実施されない職種のうち、「電工」、「電気溶接」の2職種について、予選大会を行います。 ・目標値：2職種 計6名程度 b 予選会の参加手数料の徴収 予選会の参加者からは参加手数料 2,000 円を徴収します。 (エ) センターへの情報提供 技能五輪全国大会の予選会の実施に当たっては、センターからの求めに応じて必要な情報提供を行います。
イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施	イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施 若年技能者の各種技能競技会への参加を容易にして技能向上の機会を与えるため、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会に当該地域の若年技能者が選手として参加する場合に、当該参加選手とその指導者の参加旅費及び道具等の運搬費の援助を行います。

実施項目	実施計画の内容
	〔第 64 回技能五輪全国大会参加支援計画〕 ア 開催場所:愛知県 イ 支援対象:選手 12 名、指導者 12 名、計 24 名 ※道具運搬費は選手のみ支援対象 〔第 21 回若年者ものづくり競技大会参加支援計画〕 ア 開催場所:富山県 イ 支援対象:選手 12 名、指導者 12 名、計 24 名
(2) 卓越した技能者の表彰 制度の紹介コンテンツの作 成支援	令和8年度の現代の名工受彰者に取材を行い、現代の名工紹介サイトのコンテンツ原稿を作成し、中央技能振興センターに提出します。 実施時期:令和8年12月～令和9年2月(予定)
(3) 「地域発! いいもの」応援 事業及びグッドスキルマーク 事業の休止に伴う対応	両事業のいずれかに認定された事業者からの認定内容の変更・廃止等の相談があった場合は、センターに問い合わせるよう伝え、円滑なフォローと手続き移行に努めます。

5 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について

実施項目	実施計画の内容
(1) 連携会議の設置	地方公共団体、経済団体、教育機関等の関係者による連携会議を設置し、宮城県の産業特性、就業構造等を踏まえた本事業の推進計画の策定、技能承継や技能振興等の取組、事業実施に当たっての連携・協力のあり方等を検討する連携会議を開催します。 〔構成案〕 宮城労働局、宮城県産業人材対策課、宮城県教育庁高校教育課、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、宮城県商工会議所連合会、宮城県中小企業団体中央会、(一社)みやぎ工業会、宮城県技能士会連合会、宮城県職業能力開発協会
(2) 連携会議の開催回数	年2回開催します。(予定) ア 第1回 令和8年5～6月頃 イ 第2回 令和8年11月～12月頃
(3) 都道府県労働局との連携	都道府県労働局と連携してハローワークを個別訪問するなどして、制度の周知とハローワークを利用する企業や学校への制度の周知と本事業利用についての働きかけを行っていきます。 また、ハローワークや企業・学校から相談等があった際には、必要な取り組みについて検討し、新規派遣先の拡充等が図れるよう取り組んでいきます。